

## 議案第40号

### 令和2年度守口市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度守口市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,062,952千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82,373,126千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

**第2条** 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

**第3条** 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年6月16日提出

守口市長 西 端 勝 樹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
1 国庫支出金		31,514,899	218,317	31,733,216
	1 国庫負担金	15,519,958	31,323	15,551,281
	2 国庫補助金	15,949,575	186,994	16,136,569
2 寄附金		35,000	1,000	36,000
	1 寄附金	35,000	1,000	36,000
3 繰入金		1,607,221	723,435	2,330,656
	1 繰入金	1,607,221	723,435	2,330,656
4 諸収入		792,054	2,500	794,554
	1 雑入	618,997	2,500	621,497
5 市債		5,453,100	117,700	5,570,800
	1 市債	5,453,100	117,700	5,570,800
補 正 さ れ な か っ た 款 に 係 る 額		41,907,900	—	41,907,900
歳 入 合 計		81,310,174	1,062,952	82,373,126

歳 出

単位：千円

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
1 総務費		6,294,264	96,000	6,390,264
	1 総務管理費	5,231,905	91,600	5,323,505
	2 戸籍住民基本台帳費	449,532	4,400	453,932
2 民生費		51,279,494	47,936	51,327,430
	1 社会福祉費	28,198,945	45,282	28,244,227
	2 児童福祉費	12,185,594	1,862	12,187,456
	3 生活保護費	10,894,320	792	10,895,112
3 産業費		1,063,440	389,930	1,453,370
	1 商工費	1,028,330	389,930	1,418,260
4 土木費		4,010,517	86,890	4,097,407
	1 道路橋りょう費	1,033,135	42,380	1,075,515
	2 住宅費	282,340	44,510	326,850
5 消防費		2,228,664	1,953	2,230,617
	1 消防費	2,228,664	1,953	2,230,617
6 教育費		5,959,335	440,243	6,399,578
	1 教育総務費	1,539,974	440,243	1,980,217
補 正 さ れ な か っ た 款 に 係 る 額		10,474,460	—	10,474,460
歳 出 合 計		81,310,174	1,062,952	82,373,126

第2表 債務負担行為補正  
追加

事 項	期 間	限 度 額
旧中央コミュニティセンター解体工事監理業務委託事業	令和3年度まで	2,400 千円
旧中央コミュニティセンター解体工事	令和3年度まで	126,600 千円
旧本庁舎4号別館解体工事監理業務委託事業	令和3年度まで	940 千円
旧本庁舎4号別館解体工事	令和3年度まで	59,800 千円

第3表 地方債補正  
変更

起債の目的	補 正 前							補 正 後								
	限度額	起債の方法	資金区分	借 入 条 件				限度額	起債の方法	資金区分	借 入 条 件					
				利 率	償還期間	据置期間	償還方法				そ の 他	利 率	償還期間	据置期間	償還方法	そ の 他
公共施設等除却特例債	千円 413,300	普通貸借又は証券発行	政府・銀行その他	%以内 7.0 (ただし、利率見直し後においては、当該見直し後の利率)	年以内 10	年以内 1	半年満期 元元利均等償還 半年満期 元元利均等償還 半年満期 元元利均等償還	市財政その他の都合により、償還期間及び据置期間を短縮し、もしくは繰上償還をし、又は借換えることができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。 なお、借入先の都合その他により起債前借又は翌年度に繰越して借入れることができる。	千円 531,000	補 正 前 に 同 じ	補 正 前 に 同 じ	%以内 補 正 前 に 同 じ	年以内 補 正 前 に 同 じ	年以内 補 正 前 に 同 じ	補 正 前 に 同 じ	補 正 前 に 同 じ